

第2回法人評価委員会における委員からの意見・要望 (大学の回答)

<委員からの意見・要望>

これまでの不祥事（2018の横領と2019のセクハラ）を受けた学生への具体的な支援策が見当たらない。特にセクハラは保護者や女子学生への影響が大きく、こころのケアに向けた大学の取組みが必要。次回の委員会までに、不祥事に関する大学側の事情について、文書で出してもらいたい。

<大学の回答>

不祥事に対する対応や学生の心のケアについては、本学でも重要な課題と考えている。2018年4月の本学准教授の研究費横領事案においては、中期計画 No. 67 に記載のとおり、再発防止の取組を継続して実施している。

また、2019年5月の本学准教授のセクシャルハラスメント事案については、下記のとおり対応している。

○事案発生後の当該学生に対するケア

- ・当該教員と接触しないよう配慮し、当該教員が受け持つ授業を別の教員に変更
- ・人権・ハラスメント調査会において、女性委員のみで当該学生にヒアリングを行う等配慮しながら調査を実施
- ・当該教員の処分公表前に、再度、当該学生と対話によるケアを実施

○当該学生のその後の状況

ゼミ教員や学科教員を中心に当該学生へのケアを継続し、翌年度に卒業した。

○再発防止策

- ・事案発生後、教育研究審議会においてハラスメント防止及び規律保持を周知徹底
- ・従来の人権・ハラスメント研修に加え、全教員を対象に、具体的な事例に即した研修を実施
- ・新任教員研修において、上記と同内容の研修を毎年継続して実施

事案概要（参考）

- ・報道発表：2019年5月16日
- ・対象者：准教授（50歳代男性）
- ・処分：懲戒処分 減給
- ・研究室において、教材テキストを借りに来た女子学生に対し、抱きしめて頬にキスをした行為について、セクシャルハラスメントに該当すると認定